

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

1. 新株予約権等に関する事項
2. 責任限定契約の内容の概要
3. 業務の適正を確保するための体制
4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
5. 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結注記表

計算書類

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

極東証券株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

(<http://www.kyokuto-sec.co.jp>)

事業報告

1. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理コード」やコンプライアンスの基本原則を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を定めるとともに、具体的な行動計画を「コンプライアンス・プログラム」として策定し、その徹底を図っております。また、金融商品取引法をはじめとした法令・諸規則遵守の一段の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反行為の未然防止策の立案、社内の問題点の早期洗い出しと改善策の検討・具体化を行っております。
 - ② 職務執行の適正性を検証するため、内部監査部門による営業部店検査及びグループ会社を含む業務監査を定期的実施し、検査（監査）結果については、都度報告会等を通じて問題点の共有と改善事項の徹底を図っております。
 - ③ 重要な会社情報に関しタイムリーかつ正確で公平な情報公開の確保及びそのための体制の構築を図るため、「ディスクロージャー規程」を定めております。また、取締役会、社長又はディスクロージャー統括責任者の諮問に応じて、当社のディスクロージャーに関する事項を審議し、意見を具申する役割を担う「ディスクロージ

ャー委員会」を設置しております。

④ 財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制運用規程」を定め、財務報告に係る内部統制及び運用を行うための社内体制を整備しております。

⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署や担当者を設置するとともに、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき文書として作成しております。

これらの情報は「文書取扱規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を定め、管理すべきリスクの所在と種類を明確にしたうえで、それぞれのリスクごとに管理規則を定めております。

リスク全般の管理に関しては、「リスク管理統括責任者」及びリスク管理部を設置し、統合的にリスク管理を行っております。また、全社的な事業リスクの管理の強化を目的として、重点リスクの管理状況に関する情報共有等を行うために「リスクマネジメント連絡会」を設置し、当社の戦略、ビジネスモデル及び経営成績に影響を及ぼす重点リスクについてのモニタリング及び管理方法などについて情報交換及び協議を行っております。なお、当社の事業リスクの網羅的な把握、その評価・分析及び対策について協議等を行うため、リスクマネジメント連絡会を改組し、2022年4月1日付で「リスク管理委員会」を設置いたしました。

また、経営情報や個人情報を含めた情報管理強化のため、当社が保有する全ての情報資産の安全対策を示す「情報セキュリティ方針」、情報資産を保護するための具体的対策や、適切な業務処理を行うために「情報セキュリティ規程」を定めております。更に、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策の維持管理を会社統一的な視点で行うため、「情報セキュリティ委員会」を設置しております。

事業継続計画（BCP）に関しては、「危機管理規則」及び「危機対応マニュアル」を定め、危機対応体制を整備しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会を経営上の最高意思決定機関として位置付け、取締役会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的として「取締役会規程」を定めており、取締役会は重要な意思決定及び業務執行状況の監督をしております。

当社は、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲することで、経営の効率化及び取締役による業務執行に対する監督機能を強化しております。

また、「業務分掌・決裁権限規程」を定めることで、執行役員による業務執行権限と取締役会の権限を明確にし、取締役が効率的かつ適切に業務執行できる体制を整備しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため「グループ会社管理規程」を定め、営業成績・財務状況その他の重要情報の定期的な報告を求め、グループ会社の適切な管理を行っております。

当社の内部監査部門及び監査役による監査によって、グループ会社の業務執行の適正性の確保を図っております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、監査役と協議のうえ、専ら監査役の指揮命令に従う使用人を配置する等、必要な措置を講じております。

(7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、子会社の取締役・監査役等・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社グループの取締役・使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、営業部店検査及び業務監査の実施状況、内部通報制度による通報内容等を速やかに報告する体制を整備しております。

- (8) 監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の「内部通報規程」の一部を準用することにより、当社の監査役に対して報告を行った取締役又は使用人について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

- (9) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から、その職務の執行に要する又は要した費用等の請求があった場合、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに対応しております。

- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、各種会議への出席、議事録等の閲覧、取締役との会合、会計監査人等との連携など、体制を整備しております。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席して開催いたしました。

当事業年度において、取締役会を20回開催いたしました。また、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を4回行いました。

取締役会は、毎月1回、定期的を開催するとともに必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的に対応できる経営体制に努めました。

取締役会では、業績の状況確認や重要事項の決定及び経営陣（執行役員を含む業務執行役員）・取締役の職務執行状況の監督を行いました。

その他、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営会議において、経営上の重要な業務に関する事項及び経営計画・営業計画等に関する報告・協議を行いました。

- (2) コンプライアンス体制

当社は、法令・諸規則遵守の強化を図るため、コンプライアンスに関する具体的な行動計画を「コンプライアンス・プログラム」として策定し、取締役会で決議いたしました。

また、コンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況を確認するとともに、社内コンプライアンス体制の改善策を立案・実施し、それら施策の社内徹底を図るために、当社グループ全役職員を対象とした社内研修を定期的に行いました。

更に、重要な会社情報に関しタイムリーかつ正確で公平な情報公開の確保及びそのための体制の構築を図るため、ディスクロージャー規程に基づく「ディスクロージャー委員会」を必要に応じて開催いたしました。

(3) リスク管理体制

「リスク管理規程」で定める各リスク担当部署は、各リスクの管理状況等を規程類に則り、定期的に取り締役に報告いたしました。

また、当社は全社的な事業リスクの管理の強化を目的として、重点リスクの管理状況に関する情報共有等を行うために「リスクマネジメント連絡会」を設置しており、当社の戦略、ビジネスモデル及び経営成績に影響を及ぼす重点リスクについてのモニタリング及び管理方法などについて情報交換及び協議を行いました。

更に、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策の維持管理を会社統一的な視点で行うための「情報セキュリティ委員会」を定期的に行いました。

その他、事業継続計画（BCP）に関しては、「危機管理規則」及び「危機対応マニュアル」に基づき、危機対応に関する訓練を実施し、その妥当性や実効性を検証いたしました。

(4) グループ会社管理

当社の取締役会は、グループ会社の経営計画を決議するとともに、毎月連結対象グループ会社の業績報告を受けております。

また、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社のその他重要事項の決定についても当社が事前承認を行い、業務の適正を確保いたしました。

更に、当社の内部監査部門及び監査役は、グループ会社の業務の効率化、適法性及び妥当性の監査を行いました。

(5) 監査役の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、当事業年度において、監査役会を12回開催いたしました。原則毎月1回、定期的に行い、監査役の職務の執行に関する事項等を決定いたしました。

常勤監査役を中心に監査方針、監査実施計画等に基づき取締役会や社内重要会議に出席し経営の監視を行う他、往査等を実施し各部門の監査を実施いたしました。

5. 会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

連結計算書類

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社F E インベスト

極東プロパティ株式会社

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社極東証券経済研究所

F E ファンド12号投資事業有限責任組合

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

③ 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社等の名称等

子会社としなかった主要な会社の名称 F E ファンド2号投資事業有限責任組合 他

子会社としなかった理由

当該投資事業有限責任組合に対して支配力基準を適用するにあたり、業務執行者の執行する業務が管理業務に準ずる業務であることが明らかであり、当該投資事業有限責任組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められるためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（株式会社極東証券経済研究所、F Eファンド12号投資事業有限責任組合）及び関連会社（東京ベンチャーギア株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品勘定に属するトレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

② トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ トレーディング関連以外のデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

④ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

⑤ 重要な引当金及び準備金の計上基準

イ. 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当社及び連結子会社所定の計算方法による当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき準備金を積み立てております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に金融商品取引業における顧客からの株式等の売買注文の取次ぎから生じる委託手数料、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等を行うことにより生じる募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料及びその他の受入手数料に含まれる顧客の投資信託の管理によって生じる投資信託の代行手数料であります。委託手数料は、主に取引所における約定日、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、募集等申込日において履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。投資信託の代行手数料は、預り純資産残高に応じた当社グループが請求する権利を有する金額で収益を認識しております。

⑦ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の計算において簡便法を適用しております。

⑧ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下この項において「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の判断について、会計上の見積りを行っております。当連結会計年度において連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は143百万円(繰延税金負債相殺前)であり、そのうち当社において繰延税金資産136百万円を計上しております。

当該会計上の見積りは、将来の合理的な見積可能期間内の業績予測を基礎として見積もった将来課税所得の見込額によって行われており、翌期以降に回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、上記の業績予測に含まれる受入手数料及び債券等の売買により発生するトレーディング損益の見込であり、当該仮定は、株式市場や債券市場の足元の状況や過去の受入手数料及びトレーディング損益の実績等利用可能な情報を考慮して設定しております。

将来課税所得の見積りには不確実性を伴い、将来の経済情勢の悪化等に伴う株式市場や債券市場の低迷・縮小や、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について当初の想定からの変化が生じること等により、翌期以降に実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

当社グループは、関係会社株式の評価の判断について、会計上の見積りを行っております。当連結会計年度において連結計算書類に計上した関係会社株式の金額は47百万円、関係会社株式評価損36百万円であり、当社において関係会社株式627百万円、関係会社株式評価損14百万円を計上しております。

関係会社株式は主に非上場株式であり、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合は、当該関係会社の財政状態の回復可能性を検討し、減損処理の要否を判断しております。

財政状態の回復可能性の検討にあたっては、当該関係会社の事業計画を利用しております。事業計画における主要な仮定は営業収益であり、各対象会社の直近の損益実績や経営環境及び事業計画の達成状況を踏まえ算定しております。

事業計画については、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。実績が事業計画と乖離した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

預金	60百万円
投資有価証券	514百万円
計	574百万円

② 担保に係る債務

信用取引借入金	90百万円
計	90百万円

上記のほか、当初証拠金等の代用有価証券として、投資有価証券448百万円を差入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 958百万円

(3) 保証債務

従業員を持ち家融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	3百万円
---------------------------------	------

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	32,779,000株	一株	一株	32,779,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	877,512株	19株	一株	877,531株

(注) 自己株式の増加19株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年4月28日 取締役会	普通株式	957百万円	30円	2021年3月31日	2021年6月1日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	638	20	2021年9月30日	2021年11月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2022年4月27日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	638百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月1日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買等及び売買等の受託、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱いなどの金融商品取引業を中心とする事業を行っております。

これらの事業を行うため、当社では自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れのほか、コールマネーの市場調達を行っております。

資金運用につきましては、短期的な預金や信用取引貸付金のほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を得ることを目的とするトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引につきましては、自己の計算に基づき会社の利益を得ることを目的とした先物、オプション取引を行っております。また、トレーディング業務及び投資有価証券取引に係る為替変動リスクのヘッジを目的として為替予約取引等の為替デリバティブ取引を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関等に信託している顧客分別金信託、信用取引資産としての顧客に対する信用取引貸付金及び証券金融会社等への差入担保金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券等であります。一方、金融負債は、信用取引負債である顧客の信用取引に係る売付代金相当額及び証券金融会社からの借入金、顧客との取引等に伴い発生する預り金、主に信用取引等に係る保証金である受入保証金、金融機関からの借入やコールマネー等であります。

金融資産のうち、預金・預託金及び信用取引資産は、それぞれ金融機関又は相手先の信用リスクに晒されております。顧客分別金信託は金融商品取引法に基づき当社固有の財産と分別され信託銀行に信託されていますが、その信託財産は信託法により保全されております。

自己の計算に基づき保有する商品有価証券は、株式及び債券が中心であり、顧客販売用及び自己の計算に基づくトレーディング業務等のために保有しております。また、投資有価証券につきましては、株式、出資証券、債券等であり、政策投資目的、純投資目的及び事業推進目的で所有しております。これらは、発行体の信用リスク、金利並びに為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債につきましては、支払期日までにその返済ができなくなる流動性リスクに晒されているほか、借入が変動金利であった場合には金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引のうち、自己の計算に基づき会社の利益を得ることを目的とした先物、オプション取引については、為替変動リスクや原証券の市場価格の変動リスクに晒されており、また、リスクヘッジ目的で利用する為替予約取引等の為替デリバティブ取引については、相手先の信用リスクに晒されており、

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、資金管理規程及び資金管理規程に関する細則等の社内規程に基づき、信用度が高く、安全性の面において懸念のない金融機関を中心に預け入れることとしております。同様に顧客分別金信託につきましても信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金につきましては、顧客管理に関する規程及び信用取引管理規程等の社内規程に基づき、信用取引の取引開始基準を設け、更にマーケットの変動に応じて発生した担保不足額については、顧客より担保相当額を受け入れることとしており、日々与信管理を行っております。

商品有価証券及び投資有価証券につきましては、信用（取引先）リスク管理規則に基づいて、それぞれ発行体リスクの検証や管理抑制等に関するルールを定め、リスク管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、リスク管理規程及び市場リスク管理規則に基づき、市場リスクを管理しております。リスク管理規程において、市場リスクを、「保有する有価証券等に、株価、金利及び外国為替相場等市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る損失の危険とその他の理由によって発生し得る損失の危険」と定義しております。

市場リスク管理の基本方針は、当社グループの利用可能な自己資本をリスクとリターンの評価に基づき最適に配分することを経営戦略目標と位置づけ、市場部門ごとに管理すべきリスクの種類を特定し、取引形態を勘案したうえで、リスク額の配分を行っております。

市場リスクについては、取締役会が半期ごとにポジション・リスク限度額を各トレーディング部門に配分し、各トレーディング部門は、その範囲内で運用することとしております。リスク管理体制としては、各部門が、日々のポジション・リスク額及び損益の状況をチェックのうえ、経営陣に報告しております。更に総合的な牽制機能として、リスク管理部が、適正な自己資本規制比率維持の観点から、全社的なリスクの状況を把握し、日々、取締役、執行役員及び監査役に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率及びその詳細を取締役に報告しております。また、自己保有有価証券の価格変動による影響額シミュレーション（ストレステスト）を四半期ごとに実施しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、資金管理規程に基づき、資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、運転資金の効率的な調達を行うため複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、借入れコストや返済期限の分散化を意識した長短の資金調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理するとともに、流動性コンティンジェンシープランによる緊急時の対応策を準備しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項 (※1、※2)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
トレーディング商品			
商品有価証券等 (※3)	13,512	13,512	—
デリバティブ取引	18	18	—
投資有価証券 (※3)	13,969	13,969	—
資産計	27,499	27,499	—
トレーディング商品			
商品有価証券等	—	—	—
デリバティブ取引	261	261	—
長期借入金	1,500	1,500	—
負債計	1,761	1,761	—
トレーディングに係るもの以外のデリバ ティブ取引 (※4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△169	△169	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
トレーディングに係るもの以外のデリ バティブ取引計	△169	△169	—

(※1) 「現金・預金」「預託金」「約定見返勘定」「預り金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」は、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。また、「信用取引資産」「信用取引負債」は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであり、本表には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
営業有価証券（非上場株式）	10
営業有価証券（組合出資金）	0
投資有価証券（非上場株式）	95
投資有価証券（組合出資金）	2,476
関係会社株式（非上場株式）	37
関係会社株式（組合出資金）	9
合 計	2,629

※非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項、組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下「時価算定適用指針」という。）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 「トレーディング商品 商品有価証券等」13,512百万円及び「投資有価証券」13,969百万円には、投資信託の金額を含めております。なお、当該投資信託の金額は、「トレーディング商品 商品有価証券等」901百万円、「投資有価証券」2,576百万円であります。

(※4) トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
トレーディング商品				
商品有価証券等				
株式	574	—	—	574
国内社債	—	451	—	451
外国債券	811	10,774	—	11,585
デリバティブ取引	—	18	—	18
投資有価証券				
株式	11,392	—	—	11,392
資産計	12,778	11,243	—	24,022
トレーディング商品				
商品有価証券等	—	—	—	—
デリバティブ取引	—	261	—	261
負債計	—	261	—	261
トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引（※）				
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	△169	—	△169
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—	—
トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引計	—	△169	—	△169

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,500	—	1,500
負債計	—	1,500	—	1,500

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び算定に係るインプットの説明

トレーディング商品

商品有価証券等

株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、主にレベル1の時価に分類しております。

債券については、取引先金融機関又は外部ベンダー等の第三者から提示された価格を時価としており、一部国債は活発な市場が存在することからレベル1の時価に分類し、市場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。また、一部債券の時価については、割引現在価値法等の価格算定モデルにより算定しております。これらの時価の算定に用いられるインプットにはスワップレート、国債利回り、クレジットスプレッドやCDS等が含まれます。算定にあたって観察可能なインプットを用いて価格を算定している場合、若しくは観察できないインプットを用いて価格を算定している場合、若しくは観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3の時価に分類しております。

投資信託については、公表されている基準価額又は取引金融機関等の第三者から提示された価格を時価としております。ただし、レベルの分類については、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。なお、連結貸借対照表における当該投資信託の金額は901百万円であります。

デリバティブ取引（トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引を含む）

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、主にレベル1の時価に分類しております。

投資信託については、公表されている基準価額又は取引金融機関等の第三者から提示された価格を時価としております。ただし、レベルの分類については、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。なお、連結貸借対照表における当該投資信託の金額は2,576百万円であります。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区 分	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じる収益	2,001
（委託手数料）	(1,106)
（引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料）	(32)
（募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料）	(594)
（その他の受入手数料）	(262)
（その他の営業収入）	(6)
その他の収益	4,490
外部顧客に対する営業収益合計	6,492

(注) その他の収益は、金融商品に関する会計基準に基づくトレーディング損益及び金融収益並びにリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

顧客との契約から生じた債権の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 (※)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	103
期末残高	92

(※) 連結計算書類上、顧客との契約から生じた債権は「未収入金」及び「未収収益」に計上しております。顧客との契約から生じた債権は主に、委託手数料及び投資信託の代行手数料であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

予想契約期間が1年以内の契約の一部である履行義務及び履行義務の充足から生じる収益を当社グループが請求する権利を有している金額で認識している契約に係る履行義務については実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,444円99銭
(2) 1株当たり当期純利益	66円38銭

計算書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法
トレーディング商品勘定に属するトレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。
- (2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (3) トレーディング関連以外のデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しております。なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）はありません。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(5) 引当金及び準備金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法を採用しております。また、執行役員退職給付に備えるため、執行役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき準備金を積み立てております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に金融商品取引業における顧客からの株式等の売買注文の取次ぎから生じる委託手数料、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等を行うことにより生じる募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料及びその他の受入手数料に含まれる顧客の投資信託の管理によって生じる投資信託の代行手数料であります。委託手数料は、主に取引所における約定日、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、募集等申込日において履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。投資信託の代行手数料は、預り純資産残高に応じた当社が請求する権利を有する金額で収益を認識しております。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下この項において「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しております。

(関係会社株式の評価)

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

預金	60百万円
投資有価証券	514百万円
計	574百万円

② 担保に係る債務

信用取引借入金	90百万円
計	90百万円

上記のほか、当初証拠金等の代用有価証券として、投資有価証券448百万円を差入れています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

623百万円

(3) 保証債務

従業員の持ち家融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務

3百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを含む）

① 関係会社に対する短期金銭債権	21百万円
② 関係会社に対する長期金銭債権	598百万円
③ 関係会社に対する短期金銭債務	12百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

(1) 関係会社からの営業収益	1百万円
(2) 関係会社への営業費用	542百万円
(3) 関係会社からの営業外収益	8百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	877,512株	19株	一株	877,531株

(注) 自己株式の増加19株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	62百万円
未払事業税	27百万円
貸倒引当金	26百万円
退職給付引当金	22百万円
長期未払金	132百万円
投資有価証券	476百万円
その他有価証券評価差額金	76百万円
その他	131百万円
評価性引当額	△821百万円
計	136百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△130百万円
その他	△32百万円
計	△162百万円
繰延税金資産の純額	△25百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。
- (3) 子会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,322円40銭
(2) 1株当たり当期純利益	63円49銭